田原市総合教育大綱・田原市教育振興基本計画 【概要】

はじめに

1 計画改定の趣旨

- 〇 現行計画である「田原市総合教育大綱・田原市教育振興基本計画」(平成 28年2月改定)の計画期間が、令和3年3月をもって満了するため改定 する。
- 〇 改定に当たっては、現行計画の基本理念を継承しつつ、社会情勢の変化に 伴う新たな課題や、今後育むことが求められる資質・能力などを踏まえ、 本市の今後の教育への取り組みの方向性を示す。

2 計画の位置付け

- 本計画は、本市の最上位計画である田原市総合計画に示す将来都市像を実現するための教育文化分野に関わる部門別計画
- 教育基本法第17条第2項に規定する本市の「教育振興基本計画」として 位置付ける。
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に規定する「大綱」 とする。

3 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

第1章 田原市の目指す教育

4 基本理念・教育の主要な柱

- 「ふるさとに学び、人が輝く、田原の人づくり」を基本理念とし、次のような「目指す人づくり」をすすめます。
 - ① ふるさとを愛し、たくましく生きる人を育てます
 - ② 社会との絆を深め、信頼される人を育てます
 - ③ スポーツや文化・芸術に親しみ、心身ともに健康な人を育てます
 - ④ 夢や志を抱きその実現に努力し、社会に貢献する人を育てます
 - ⑤ ふるさとに誇りをもって、世界に羽ばたく人を育てます
- 本市の教育に、「ふるさと教育」と「ふるさと学習」を学校教育と社会教育の両方にわたる主要な柱として位置付ける。

第2章 教育の取組方針

5 教育分野に関する個別計画体系図

